

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共有施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る令和3年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談
2. 日時：令和3年7月26日（月）13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
松本主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所バックエンド技術部高減容処理技術課マネージャー 他9名  
安全・核セキュリティ総括部 品質保証課長 他3名

#### 5. 要旨

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査報告書（開始時）について、資料に基づき説明があった。
  - ・ 令和3年度の放射性廃棄物廃棄施設に係る定期事業者検査は令和3年9月1日から同年12月17日までの予定で実施する。
  - ・ 放射性廃棄物廃棄施設は現在、新規規制基準に基づく改造工事を実施中であり、令和6年3月末の完了を予定している。
  - ・ ただし、本年度の定期事業者検査の工程に直接影響を及ぼす工事はない。
  - ・ 前年度の定期事業者検査からの変更点として、定期事業者検査終了後に使用前検査に合格した設備を新たに対象設備として追加した。
  - ・ また、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置については、今後運転を行わないこととしたため、関連する機器とともに定期事業者検査対象機器から除外した。
  - ・ なお、現時点で新規性基準の適合性が確認されていない設備及び機器については、定期事業者検査の対象としていない。
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
  - ・ 自主検査を定期事業者検査の一部と位置付けている場合は、品質保証文書体系の中で同検査の位置づけを明確にすることが必要である。
  - ・ 安全・核セキュリティ総括部（以下「安核部」という。）が定めている保全文書の策定等に関するガイド（以下「保全文書ガイド」という。）は、各事業部の品質保証文書体系に組み込まれているのか。
  - ・ 定期事業者検査では設備及び機器に対して、立会にて検査を行うことが基本である。

記録確認で検査を行うことも可能であるが、各事業部の品質保証文書体系の中において、記録確認で同検査を実施することを説明できることが必要である。

- ・ 安核部は各事業部から定期事業者検査等における不適合等を吸い上げて整理しているのか。

○ JAEAから、以下の回答があった。

- ・ 自主検査は保守担当課が実施する検査と位置付けている。
- ・ 安核部で策定している保全文書ガイドは参考図書であり、各事業部の品質保証文書体制には組み込まれていない。
- ・ 指摘された事項については内部で更に検討していく。

## 6. その他

資料：原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査について

以 上